

令和3年4月臨時会

令和3年4月14日

市長説明要旨

本日、令和 3 年 4 月臨時会を招集しましたところ、ご出席を賜りありがとうございます。

本臨時会でご審議いただきます議案件は、条例及び補正予算の専決処分、人事案など 8 件であります。提案理由の説明に先立ちまして、新型コロナウイルスワクチンの優先接種について、報告を申し上げます。

まず、医療従事者等へのワクチン接種については、男鹿みなど市民病院のほか、市内の病院、診療所、歯科診療所、薬局の職員や救急隊員等、約 600 人に対して行う見込みであり、現在、関係機関と調整を図りながら、準備を進めているところであります。

配分されるワクチンは、同一人に 2 回接種する必要があることから、現時点では、国からのワクチンの配分数量を踏まえ、540 人に対して、今月 19 日以降、月内に 1 回目の接種を実施し、来月 10 日以降、2 回目の接種を行う予定としております。

なお、今回の配分数量の都合により、4 月中に接種を行わない対象者については、今後のワクチンの配分を踏まえ、速やかに接種を実施することとしております。

次に、65 歳以上の高齢者へのワクチン接種についてであります。

高齢者へのワクチン接種は、市内の施設入所者と施設従事者を対象に各施設において今月 27 日から随時始める予定としております。

また、施設入所者以外の高齢者は、男鹿市民文化会館において来月 9 日から 1 回目の集団接種を開始し、以降、毎週日曜日に接種を行う予定で準備を進めているところであります。

近日中には、接種の予約方法やスケジュールなどの詳しい内容が記されたチラシと予診票等を全戸配布し、今月 16 日には、対象

者にクーポン券を発送する予定としております。

接種の相談、予約は、電話や特設サイトで予約できることとしております。

個別医療機関での接種は、現在実施に向けて調整中ですので、実施時期等、詳細が決まり次第情報を伝えてまいります。

以上で諸般の報告を終わり、次に提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第 29 号は、地方税法等の一部改正に伴い、固定資産税における負担調整措置の仕組みの継続、軽自動車税における臨時的軽減措置の延長などのほか、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の国民健康保険税の減免措置その他の所要の改正を行うため、関係条例の一部を改正する条例の専決処分をしたもので、その承認を求めるものであります。

次に、議案第 30 号は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の介護保険料の減免の延長等について必要な事項を定めるため、男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分をしたもので、その承認を求めるものであります。

次に、議案第 31 号は、令和 3 年 3 月定例会以降、地方交付税及び市債等の確定に伴う予算措置について、一般会計補正予算の専決処分をしたもので、その承認を求めるものであります。

次に、議案第 32 号は、「予防接種健康被害調査委員会委員」の報酬額を定めるため、男鹿市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 33 号の一般会計補正予算は、新型コロナウイルス対策生活応援事業費、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費、

新型コロナウイルスワクチン接種事業費などのほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として、プレミアム付商品券補助事業費、防災行政無線送信設備更新事業費などを措置したものであります。

以上、提案理由についてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認、ご可決賜りますようお願い申し上げます。